

令和6年3月

事業主様

林材業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0886 松江市母衣町55番地「島根県林業会館」内

電話 0852-21-3852

## 車両系林業機械運転者特別教育講習会開催について

労働安全衛生規則第36条「特別教育を必要とする業務」のうち第6号の2「伐木等機械の運転の業務」、3「走行集材機械の運転の業務」及び第7号の2「簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務」の講習を下記のとおり開催しますので、ご案内いたします。

### 記

#### 1. 開催月日・会場・定員

|    | 日程                              | 会場   | 定員                   | 申込締切日             |
|----|---------------------------------|--|----------------------|-------------------|
| 学科 | 5月21～22日<br>9時より<br>(受付8:30分から) | 島根県林業会館<br>松江市母衣町55<br>TEL 0852-21-3852          | 伐木: 30名              | 6月7日<br>又は定員になり次第 |
| 実技 | 6月25～28日<br>9時より<br>(受付8:30分から) | 中山間地域研究センター<br>飯石郡飯南町上来島1207<br>TEL 0854-76-2025 | 走行: 30名<br>簡易架線: 20名 |                   |

※学科5月21日は9時から14時30分まで伐木、走行、簡易架線の各コース全員対象です。

#### 2. 講習内容

##### (1) 学科

| 日程                    | 科目  | 講習時間 |
|-----------------------|---|------|
| 伐木等<br>機械<br><br>5/21 | 伐木等機械に関する知識                                   | 1時間  |
|                       | 伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識<br>(一部共通) | 1時間  |
|                       | 伐木等機械の作業に関する知識<br>(一部共通)                      | 2時間  |
|                       | 伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識<br>(一部共通)             | 1時間  |
|                       | 関係法令(伐木等機械)<br>(一部共通)                         | 1時間  |

|  |                                      |      |
|--|--------------------------------------|------|
| 走行集材機械<br>5/21<br>(共通分)<br>5/22am            | 走行集材機械に関する知識                         | 1 時間 |
|  | 走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | 1 時間 |
|  | 走行集材機械の作業に関する知識                      | 2 時間 |
|  | 走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識             | 1 時間 |
|  | 関係法令 (走行集材機械関係)                      | 1 時間 |
| 簡易架線集材装置 (架線集材機械)<br>5/21<br>(共通分)<br>5/22pm | 簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識           | 1 時間 |
|  | 架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | 1 時間 |
|  | 簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識            | 2 時間 |
|  | 簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識   | 1 時間 |
|  | 関係法令 (簡易架線集材装置及び架線集材機械関係)            | 1 時間 |

(2) 実技

| コース、日程                       | 科 目                        | 講習時間 |
|------------------------------|----------------------------|------|
| 伐木等機械<br>(6/25~27)<br>受講は1日  | 伐木等機械の走行の操作                | 2 時間 |
|                              | 伐木等機械の作業のための装置の操作          | 4 時間 |
| 走行集材機械<br>(6/25~27)<br>受講は1日 | 走行集材機械の走行の操作               | 3 時間 |
|                              | 走行集材機械の作業のための装置の操作         | 3 時間 |
| 簡易架線集材装置 (架線集材機械)<br>(6/28)  | 簡易架線集材装置の走行の操作             | 1 時間 |
|                              | 架線集材機械及び架線集材機械の作業のための装置の操作 | 3 時間 |
|                              | ワイヤーロープの取り扱い               | 4 時間 |

3. 受講料 (消費税込み)

|                   |          | 受講料      | テキスト代   |
|-------------------|----------|----------|---------|
| 林災防島根県支部<br>会員受講者 | 伐木等機械    | 50,600 円 | 3,667 円 |
|                   | 走行集材機械   | 38,500 円 |         |
|                   | 簡易架線集材装置 | 45,100 円 |         |
| その他の受講者           | 伐木等機械    | 55,000 円 |         |
|                   | 走行集材機械   | 42,900 円 |         |
|                   | 簡易架線集材装置 | 49,500 円 |         |

#### 4. 受講申込

##### (1) 申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入し、本人確認のできる公的書類の写し（免許証、保険証など）を添えて下記申込先へ郵送等でお申し込みください。

※写真は6ヶ月以内に撮影した上半身無帽のもの。（修了証に転写します）

※電話、FAX等での事前予約は不可。

※消せるボールペンでの記入は不可。

〈お問合せ・申込書送付先〉

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館

林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部 宛

電話 0852-21-3852

##### (2) 申込期限 令和6年5月7日（金）

※定員に達した場合は受付を終了します。

##### (3) 受講料の納入

① 受講票送付の際に別途お知らせします。

② 受講日前1週間以内のキャンセル・欠席は、受講料等の返金に応じかねます。

#### 5. その他

(1) 科目省略の該当者は、修了証のコピーを添付してください。

※車両系建設機械特別教育、車両系林業機械特別教育（3種の内どれか）など省略対象講習を受講済みの方は実技時間のうち最初の1時間を免除します。

(2) 昼食は各自準備してください。

(3) 講習についてお尋ねになる場合は、当協会へお問い合わせください。

〔個人情報について〕

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習等の的確な実施のために使用するものであり、その他には使用いたしません。